

# 「行政と民間の役割分担のあり方」について

行政のスリム化と市民ニーズへの的確な対応に向けて

## 意見書

平成15年12月

岐阜市行政改革推進会議

岐阜市長 細江 茂光 様

私たち、11名で組織する岐阜市行政改革推進会議(以下「推進会議」という。)は、平成15年1月に市長に提出いたしました「新行政改革大綱の策定に関する意見書」の中で、岐阜市がなすべき行政改革について、行政の担う領域を再検討し『民間活力の有効活用』を図ることや、市民との連携による『協働型社会の実現』に向けて、変革の時代にふさわしい行政システムを構築する必要性を提言いたしました。

現下の厳しい社会経済状況が続く中、今後も厳しい行財政運営を強いられることが予測される一方、平成22年度(2010年度)までに第一次ベビーブームに生まれた、いわゆる団塊の世代の市職員1,000余名の退職が見込まれています。

このような時こそ、長期的な視野に立ち、慣例や前例を踏襲するのではなく新たな発想により、「民間活力の積極的な導入・活用」や「市民、NPO法人(\*1)等との協働」による行政のあり方について抜本的な見直しを行い、「新行政改革大綱」や「退職者の半数を不補充とする“2010職員定数スリム化指針”(\*2)」に基づき行政のスリム化を図ると同時に、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応可能な行政経営システムを確立する、絶好の機会とされることを期待します。

これらのことを踏まえ、推進会議では、平成15年度のテーマを「行政と民間の役割分担の明確化」とし、役割分担のあり方等について

**行政が担う公共サービスの領域  
民間委託・民営化の推進  
協働型社会の実現に向けた行政の役割**

などの観点から4回にわたり会議を開催し、意見をとりとめましたので、今後の市政運営に反映されるよう意見書を提出します。

(\*1)NPO(Non-Profit-Organization)法人・・・特定非営利活動促進法に基づいて、所轄庁の認証を受けた団体が「NPO法人」で、環境や福祉等の分野で社会的課題の解決を使命とした活動を継続的に行う市民活動団体。

(\*2)平成22年度までの医師、病院看護師、消防士、大学等教員を除いた定数削減対象職種(事務職、技術職、保育士、現業職など)の退職者見込について、当面は退職者数の半分を不補充により定数削減する方向で検討するが、合併等の事情を勘案し、今後さらに検証を進め、目標数値を設定していく。

平成 1 5 年 1 2 月 1 5 日

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 会 長                 | 水 崎 節 文   |
| 副 会 長               | 山 口 軍 治   |
| 委 員                 | 神 谷 真 由 子 |
| 委 員                 | 永 田 豎 雄   |
| 委 員                 | 友 保 有 起   |
| 委 員                 | 福 井 眞 一   |
| 委 員                 | 藤 山 修     |
| ( 前 任 者 : 谷 口 孝 尚 ) |           |
| 委 員                 | 鈴 木 吉 子   |
| 委 員                 | 三 宅 茜 巳   |
| 委 員                 | 辻 本 光 司   |
| 委 員                 | 高 橋 洋 之   |

( 氏 名 : 順 不 同 )

# 1 行政が担う公共サービスの領域

## 総括的意見

かつての右肩上がりの経済成長を背景に「**公共サービス(\*3) = 行政サービス(\*4)**」を前提として拡大してきた行政が担う領域を、「**あれも、これも**」から「**あれか、これか**」の**取捨選択**の発想に立ち抜本的に見直すことにより、行政の簡素化・効率化を図ることが必要です。

そのためには、現在岐阜市が実施している事務事業を「**公益性・私益性(\*5)**」、「**必需性・選択性(\*6)**」の観点等から、行政が実施あるいは関与することの必要性・妥当性を個別・具体的に検証する必要があります。

そして、多様化・高度化する市民ニーズに的確、かつ、最も効率的・効果的に公共サービスを提供できる主体(行政あるいは民間)との間で、**役割分担**をする必要があります。

一方、簡素化・効率化により生み出された経営資源(財源、人員)は、**新たな市民ニーズに対応したサービス提供**に活用することが望ましいと考えます。

(\*3)公共サービス 広く社会一般の利益を有する(公益)サービス。

(\*4)行政サービス 公共サービスの内、行政が提供するサービス。

(\*5)公益性・私益性 利益を受ける人が多数(公益)か、少数(私益)か。

(\*6)必需性・選択性 必要不可欠(必需)か、無くても済まされる(選択)か。

## 具体的意見

便利さや利益が市民全体のもので、日常生活に欠かせられない「**公益性・必需性**」が高いサービスを行政が担う領域の中心にすえ、便利さや利益が個人的で、格別欠かせられないということではない「**私益性・選択性**」が高いサービスについては、**公平性や必要性の観点から、縮小、廃止、民営化等を検討し、行政のスリム化**を図る必要があると考えます。

「**公益性・必需性**」が高いサービスの領域においても、**経済性や効率性の観点から民間委託を検討する必要がある**とあります。

施設整備は行政が行い管理運営は民間にまかせる**公設民営**や、施設整備から管理運営まで一貫して民間資本と経営ノウハウを活用する**P F I (\*7)の導入**等については、**役割分担の仕組みを検討する必要がある**と考えます。

行政のスリム化を推進していくうえにおいては、**時代の要請**や

市民ニーズの的確な把握に努め、スクラップ・アンド・ビルドの原則を踏まえ、市民満足度の高い行政サービスを選択していくことが必要であると考えます。

(\*7) PFI (Private - Finance - Initiative)・・・公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間資本や経営ノウハウを導入して、より質の高い公共サービスの提供を目指す。平成 11 年に PFI 推進法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)が制定された。

## 2 民間委託・民営化の推進

### 総括的意見

公共サービスの提供主体は、規制緩和等による民間企業の参入や NPO 法人等の活発化により多様化しています。また、民間の競争原理や専門性等により、効率的・効果的で質の高い公共サービスの提供が可能となっています。

また、民間を活用することは、行政の簡素化・効率化だけではなく、民間のビジネス機会の拡大や雇用の創出等、民間活動の活発化に寄与するものと考えられます。

そのためには、行政コストとサービスのバランス等に配慮しながら「民間でできることは民間に」を原則に、民間委託・民営化を推進する必要があると考えます。

### 具体的意見

民間が行うことができる学校給食調理等の定型的な業務や、情報化関連システム開発、各種施設の運営管理等の高度な知識、ノウハウ等を要する業務等については、民間委託・民営化を検討する必要があります。

民間委託・民営化を進めるには、コスト比較はもとより、安全性、サービスの質の確保や個人情報保護等に留意し、適正な事業執行に努める必要があります。

病院、水道、バス、学校等の運営は、民間の経営手腕やコンサルティングを活用することが望ましいと考えます。

民間委託・民営化を検討する場合は、その判定基準やパブリックコメント制度(意見提出手続)を導入することも必要があると考えます。

### 3 協働型社会の実現に向けた行政の役割

#### 総括的意見

少子高齢化や環境への意識の高まり等とともに、生活水準の向上や価値観の多様化により、行政や企業だけでは対応することが困難な**地域の身近な課題や、多様化・高度化している市民ニーズが増大**しています。

こうした中、市民が地域の一員として積極的に行政へ参画するという意識の変化や、地域の課題に自主的・自発的に取り組もうとする**市民、NPO法人等による活動が活発化**しています。

そのため、自主的・自発的で柔軟性・多様性を備えた**NPO法人等の市民団体**、公平性・効率性が求められる**行政**、利益の追求が求められる**企業**が、**対等な立場で各々の長所短所を活かし補完**しあいながら、課題の解決や社会的目的を達成する「協働型社会の実現」に向けて、**それぞれの役割を明確**にする必要があると考えます。

#### 具体的意見

行政単独で、あるいは市民活動だけでは解決が困難な課題や市民ニーズには、協働で対応していく必要があると考えます。

そのためには、「課題やニーズの把握」の段階から、「政策の立案」「計画の策定」「事業の実施」「成果の検証」に至る全ての過程において、**市民が参画することや協働を進めるための行政の体制・仕組みを早期に構築**し、市民に公表する必要があると考えます。

市民参画や協働を進めるためには、行政の窓口を一本化し、そこで全てが組織的かつ迅速に対応できるようなシステム構築が重要であると考えます。

協働型社会を実現するためには、協働の必要性に関する職員研修の充実等により、市職員自らが積極的に市民活動に参加するというような、**職員の意識の高揚**を図る必要があると考えます。人権、防災等の啓発活動や景観保全、環境保全、イベント・祭り等は、市民、行政、企業がそれぞれの役割分担のもとに協働で行うことが望ましいと考えます。

市民と行政の協働は、行政のスリム化の手段としてだけでなく、**まちの活性化や災害時の救助・救援・復旧活動の手段**としても考える必要があります。

市民活動は行政や他人から強制されて行うものではなく、個人の意識や能力に応じて自主的に行うことが重要であり、そのた

めの情報提供と意見の聴取が必要であると考えます。  
行政には、**情報の公開・共有化、施設等の提供、市民の社会参画意識の啓発、NPO法人等の市民活動を育成するための相談窓口や支援制度の充実等**を期待します。